

施行者からのお願い

地権者及び利害関係者の皆様へ

皆様のご協力により、事業は終盤を迎え、**令和2年7月17日(金)**に換地処分の公告を予定しております。(公告時期について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、これまでご案内していた6月末から変更となっております。ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。)

換地処分の公告の後には、土地の登記、清算金の徴収交付事務を予定しております。今回は換地処分の公告後に行われる、それらの手続きに伴う留意点についてご案内させていただきます。



【覚えておいていただきたいこと】

1. 登記について

換地処分の公告後、法務局での**登記の書き換えの間(7月20日(月)から概ね3ヵ月間)**は、皆さんによる登記や各種の証明書の発行などは行えません。

〈停止となる手続等〉

- ・土地・建物の所有権移転や抵当権の設定
- ・土地の分筆や合筆
- ・建物の新築に伴う表示登記
- ・土地・建物の全部事項証明、要約書、建物図面、公図などの発行



登記が完了し手続が可能になったときは、各権利者に川西市からお知らせします。



2. 清算金について

清算金の徴収及び交付は**令和2年8月以降**を予定しております。換地処分の公告後、事業区域内の換地された土地の清算金の額が確定します。清算金の徴収・交付は、換地処分の**公告の日**における所有権者及び借地権者等に対して行います。

先取特権・質権又は抵当権が設定されている土地の交付清算金は、原則として法務局に供託します。ただし、債権者から「供託しなくてもよい」旨の申し出がなされた場合は、供託しません。債権者の方には、川西市が書類を送付し、供託の必要の有無について確認します。

3. 建物の建築について

事業区域内での、建物の建築時に必要とされていた土地区画整理法第76条許可申請が不要となります。なお、「建築行為等の手続条例」に基づく協議、建築確認申請や地区計画などの手続きは引き続き必要となります。



【覚えておいていただきたいこと】

4. 所有地の管理について

宅地は所有者ご自身で管理していただくものですので、除草などの環境整備をお願いします。また、土地境界標識（金属プレート、コンクリート杭及び金属鋲等）は土地を管理する上で必要なものですので、大切に管理をお願いします。

【今後の予定について】

- ・換地処分のお知らせ 令和2年7月17日（金）予定
- ・土地区画整理登記 令和2年7月20日（月）から概ね3ヵ月間 予定
- ・清算金の徴収及び交付 令和2年8月以降 予定

清算金の徴収及び交付について、実施時期が近づきましたら関係者の皆様にお知らせします。



キセラ川西地区内建築主のみなさまへ『電気・ガス等の消費量調査』を実施しています

・調査目的

「キセラ川西低炭素まちづくり計画」の達成状況を的確に分析、評価を行うために、キセラ川西地区内で建築行為を行われた方を対象として、地区内建築物の電気・ガス等の消費量を調査し、一次エネルギー消費量の把握を行っています。

地区内で使用されたエネルギー消費量の調査・集約を行うことで取り組みを始める以前と比べ、どれだけ省エネルギー化（低炭素化）が図れたか、状況の把握を行います。その結果により評価を行い、さらなる取り組みの実施や計画の改善を図っていきます。

調査について、回答をお待ちしております。

既に回答をいただいた方は、ありがとうございました。



「川西市ふるさとづくり寄附金」の使い道に「キセラ川西せせらぎ公園への活用」が選ばれます。

キセラ川西せせらぎ公園は、公園の設計段階から市民が参加し、市民自らが「私たちの公園」と愛着を持って育てていけることをめざしています。公園を中心とした積極的な市民の皆さんの活動や、この公園の発展を是非応援してください。

建築物の建築などを行う場合、「中央北地区まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。

川西市 土木部 キセラ川西推進課 TEL：072-740-1203

⇒阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関して

土木部 公園緑地課 TEL：072-740-1185

⇒公園利活用、パークオフィスキセラ丸及びキセラ★カフェなどの

市民参画について

FAX：072-740-1330

日時：午前9時～午後5時半（ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

HP：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyouokitaseibi/index.html>